

第五回川内村仮設焼却施設運営協議会
議事要旨

日 時	平成 27 年 11 月 29 日（日） 13：30～14：30			
場 所	川内村対策地域内処理業務 管理棟 会議室			
出席者	委 員 ◎：会長 ○：副会長	川内村	◎第 8 行政区長 ○第 8 行政区代表 ・第 8 行政区代表 ・第 8 行政区代表 ・第 8 行政区代表 ・第 8 行政区代表	草野貴光 小野庄一 高野政義 加藤隆一 箭内正男 小野正修
		川内村役場	・住民課長	三瓶敏彦
		福島県	・生活環境部一般廃棄物課長	目黒信二
			・相双地方振興局県民環境部長	米沢修志
	環境省 福島環境 再生 事務所	・減容化施設整備課長 ・減容化施設整備課長補佐 ・放射能汚染廃棄物対策第一課課長補佐 ・浜通り南支所長	小島啓之 福島正明 菅原 浩 細谷裕士	
事務局	環境省 福島環境再生事務所			
事業者	日立造船株式会社			
議事要旨	<p>○環境省福島環境再生事務所の委員および事務局の交代があり、自己紹介が行われた。</p> <p>○第四回運営協議会議事録（要旨）が紹介され承認された。</p> <p>○福島県から、大気汚染防止法に基づく排ガス測定を 11 月 2 日に実施し、全 13 項目の検査において排出基準値以下であったことが報告された。</p> <p>○事業者（日立造船）から焼却施設の処理状況の説明が行われた。</p> <p>○環境省から焼却灰等の保管状況と今後の搬出見通しについて説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の解体が終わった段階で焼却灰等の全てが最終処分場への搬出が終了しているかについては、福島県・檜葉町・富岡町の受入了承が得られた後、最終処分場の整備に最短でも 1 年掛かる予定である。 ・全ての搬出が完了するまで、仮設灰保管施設は、解体・撤去せず焼却灰等を保管する。保管中は空間線量率や雨水のモニタリング等を実施し継続管理する。 <p>○環境省から運営期間延長の説明が行われ、本協議会で運転期間を 3 ヶ月延長することが了承された。</p> <p>○その他、質疑にて以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道入口の敷鉄板の段差について、降雪前に補修を行う。 ・解体後の復旧内容は今後、村と環境省で協議する。 ・ばいじん固型化物について、10 万 Bq/kg を超過するものは中間貯蔵施設へ、10 万 Bq/kg 以下のものは最終処分場へ搬出となる。現在まで発生したばいじん固型化物は全て 10 万 Bq/kg 以下で、今後も発生しないと予測している。 <p>○次回協議会開催は、焼却処理の終わる平成 28 年 2 月下旬ごろを予定。</p>			

以上